

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年7月7日

川口市長 殿

提出者

住 所 埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸3-8-9

氏 名 新井工業株式会社

代表取締役社長 新井秀武

電話番号 0480-32-5511

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	新井工業株式会社
事業場の所在地	埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸3-8-9 (川口市内事業所)
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設業 はつり・解体工事業
②事業の規模	20億5,000万円
③従業員数	31人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類 → 破碎(委託) → 再生砕石・再生砂 アスコン → 選別(委託) → 材料として再生利用 木くず → 破碎(委託) → チップとして再生利用 廃プラスチック類 → 破碎(委託) → 再生材として再生利用 陶器くず → 破碎(委託) → 再生材または埋戻材として使用 建設混合廃棄物 → 未破碎(委託) → 最終処分場にて埋立処分 石綿含有建材 → 未破碎(委託) → 最終処分場にて埋立処分 蛍光灯ランプ(水銀含) → 分別・破碎(委託) → 材料として再生利用

(日本工業規格 A型4番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

代表取締役社長



工事責任者



現場担当責任者

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類

別紙1のとおり

排出量

t

t

(これまでに実施した取組)

解体工事における分別解体の実施

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類

別紙1のとおり

排出量

t

t

(今後実施する予定の取組)

混合廃棄物の発生を抑制し、分別解体をより一層徹底して行う
混合廃棄物を出来るだけ分別し、再資源化を推進する

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
がれき類、木くず、陶器くず、廃プラスチック類、アスガラ、建設混合廃棄物、石綿含有建材、蛍光管・ランプ（水銀含有）について分別している

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
現状の分別を継続する

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 優良認定業者へ処理委託を推進		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、優良認定業者へ処理委託を推進		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

単位 t

がれき類 (コンクリート)	木くず	陶くず	廃プラ	がれき類 (アスコン)	建設混合 (管理型)	がれき類 (石綿含有)	蛍光灯・ランプ (水銀含有)
925	28.65	8.4	16.28	110.26	17.16	3	0.25

② 計画

単位 t

がれき類 (コンクリート)	木くず	陶くず	廃プラ	がれき類 (アスコン)	建設混合 (管理型)	がれき類 (石綿含有)	蛍光灯・ランプ (水銀含有)
90	1.4	0.8	0.8	11	1.5	0.5	0.1

